

令和4年9月22日

お客様各位

東京厚生信用組合

「カードローンにおける相続発生時の取扱いについて」のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。  
東京厚生信用組合のカードローンにおいて、契約規定内に期限の利益喪失事由として、「相続の開始があったとき」との記載があり、これによりご契約者様が亡くなられた際に、期限の利益を喪失させ一括請求をする契約規定がありました。

この度、東京厚生信用組合ではこの取扱いを見直し、カードローンにおいて「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ一括返済請求をしないことと致しましたので、お知らせ致します。

なお、他の事由（返済遅延等）により、別の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いについての変更はございません。

※カードローンを相続されたお客様は、ご返済等の相続後のお手続きにつきましてははお取引店にご相談頂きますようお願い申し上げます。

（ご案内）

この度、カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除したカードローンは以下のとおりです。

1. 「カードローン アラカルト」

なお、上記以外のカードローンについても、「相続の開始があったとき」のみを事由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはございません。

以上